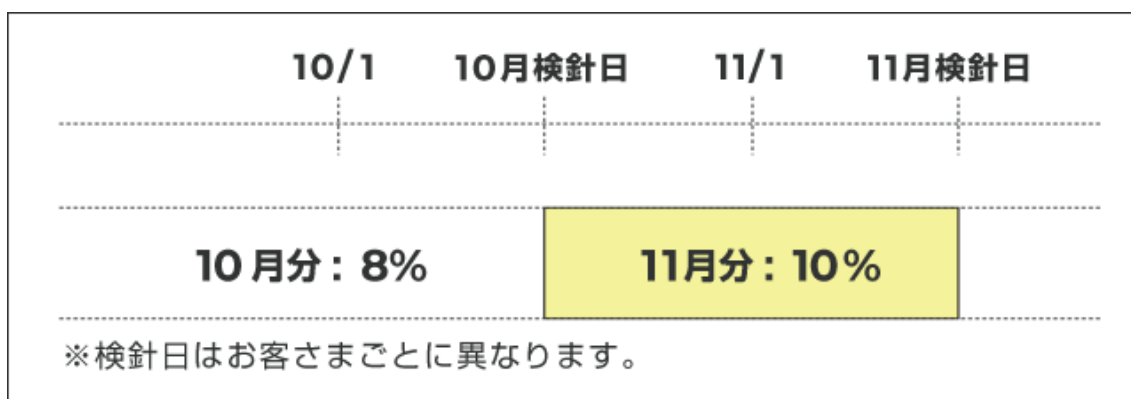


消費税法改正に伴う電気料金単価等の変更について

平素は、やめエネルギー株式会社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

消費税法および地方税法の一部改正により、2019年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。

電気料金およびその他サービス料金等の10月分のご請求金額については、消費税法上の経過措置により、2019年9月30日以前のご使用期間が含まれるお客さまは消費税率8%が適用され、以降の電気料金から消費税率10%が適用となります。これに伴い、10月1日以降ご使用分の電気料金単価及びそれに付随する手数料等に関しまして、新税率を反映した電気料金単価を適用いたします。



※高圧供給のお客さまについては、毎月1日～月末までの算定期間となりますので、10月分料金（10月1日～10月31日使用分）より消費税率10%となります。

単価につきましては、以下の通りです。

$$\text{【新単価】} = \text{【現行単価】} \div \text{【1.08】} \times \text{【1.10】}$$

※基本料金、電力量料金ともに上記計算式にて改訂を行います。

※小数点第三位以下を四捨五入します。

※単価表示については、今後も消費税込み価格となります。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

やめエネルギー株式会社
代表取締役 本村勇一郎